

倉吉市地域防災計画（平成30年度修正）の修正案 について【補足】



区分	要旨
自助関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災及び危機管理に関する基本的な考え方を修正 [第5章 市民の防災活動] <ul style="list-style-type: none"> ・ 自助、共助及び公助の取組を総合的に推進 ・ <u>本市の地域の特性を生かした災害時支え愛活動に積極的に取り組む</u> ・ <u>要配慮者の特性に配慮した取組を推進</u> ・ 災害及び危機の発生は避けられないことを前提に様々な災害対策を実施 ・ 災害及び危機の危険性に関する情報の共有を図る ● 市民の責務を修正 [第5章 市民の防災活動] <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民は、<u>食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄等、自ら災害に備え、防災訓練その他の自主防災活動への参加する等、</u>過去の災害の教訓の伝承その他の取組により防災に寄与
共助関係 公助関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区防災計画の作成等の推進を明記 [第5章 市民の防災活動] <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年4月1日に施行された改正災害対策基本法により、地区居住者等が共同して、当該地区の特性に応じた自主防災活動に関する地区防災計画を作成することができることを受けて、<u>本市も小学校区単位で地区防災計画の作成を推進</u> <div data-bbox="1205 810 2094 1197" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e6f2ff;"> <p style="text-align: center; background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px;">防災計画－計画的防災対策の整備・推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央防災会議 : 防災基本計画 ・ 指定行政機関・指定公共機関 : 防災業務計画 ・ 都道府県・市町村防災会議 : 地域防災計画 ・ <u>市町村の居住者・事業者</u> : <u>地区防災計画</u> </div>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 軽微な修正を明記 [第1章 計画作成の目的] <ul style="list-style-type: none"> 会長（市長）の判断で、次に掲げる軽微な修正を実施 ・ <u>行政区域等の名称、地番等の変更</u> ・ <u>防災関係機関等の名称、所在地の変更</u> ・ <u>誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値等の修正</u> ・ 資料編の資料及び様式の修正

区分	要旨
<p>自助関係 共助関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は施設管理者の責務を明記 [第1章 風水害予防計画・第3章 土砂災害防止計画] （要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責務） <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>避難確保計画</u>（施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画）<u>を作成し、市に報告</u> ・ <u>避難確保計画に基づく訓練を実施</u> ● 要配慮者の緊急受入れに協力する介護保険施設等を位置付け [第13章 避難所等整備計画] <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般の避難所で生活できない <u>要配慮者の緊急的な受入れに協力する施設を「要配慮者緊急受入協力施設」として位置付け（16法人・39施設）</u>
<p>公助関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 水防法及び土砂災害防止法の改正に基づく要配慮者利用施設の指定及び避難確保計画の作成推進を明記 [第1章 風水害予防計画・第3章 土砂災害防止計画] <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年6月9日に国土交通省中国地方整備局が天神川水系（天神川・小鴨川・国府川）における <u>想定最大規模降雨による浸水想定区域を指定</u> ・ 市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の <u>避難確保計画の作成、防災行政無線の戸別受信機の貸与等の支援を実施</u> ・ 指定施設数は <u>165施設</u> ● 職員等の防災知識・技術の向上を明記 [第9章 防災体制整備計画] <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の防災知識・技術の向上に資する <u>庁内研修等の充実、消防団員の防災士認証登録を推進</u>（5/25 鳥取地方気象台による職員研修） ● 指定避難所の見直し [第13章 避難所等整備計画] <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>指定避難所を54箇所（61施設）→57箇所（86施設）に追加指定</u> ※小中学校等の校舎、新たな施設の追加指定



区分	要旨
----	----

共助関係

- **避難勧告等の情報の伝達及び戸別訪問等の実施を明記** [第5章 避難計画]
 - ・地域の自主防災組織等は、保有する情報伝達手段や戸別訪問等を通じて、地域住民への避難情報の伝達に協力
- **避難所運営組織の立上げ及び同組織の基本構成を明記** [第6章 指定緊急避難場所・指定避難所の設置運営計画]
 - ・多数の避難者の受入れを要する場合、下記の基本構成を参考に、地域の自主防災組織等と連携して避難所運営組織を設置し、避難所を運営

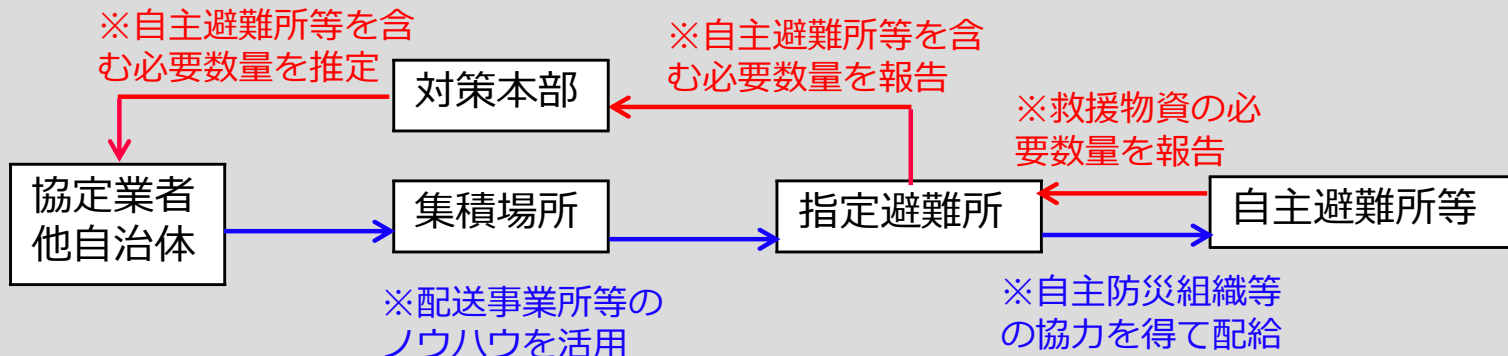
【基本構成】

- ・代表者…避難所運営の総合責任者
- ・総務班…市対策本部、関係機関等との連絡調整、避難者等の情報提供
- ・受付・情報管理班…避難所の受付の運営、避難者情報の管理
- ・衛生管理班…避難所内の生活衛生環境の管理、要配慮者の見守り
- ・食料・物資班…支援物資の調達、在庫管理、配給

- **自主防災組織等と連携した食料、生活関連物資等の供給方法を見直し**

[第14章～第16章 食料・生活関連物資・給水計画]

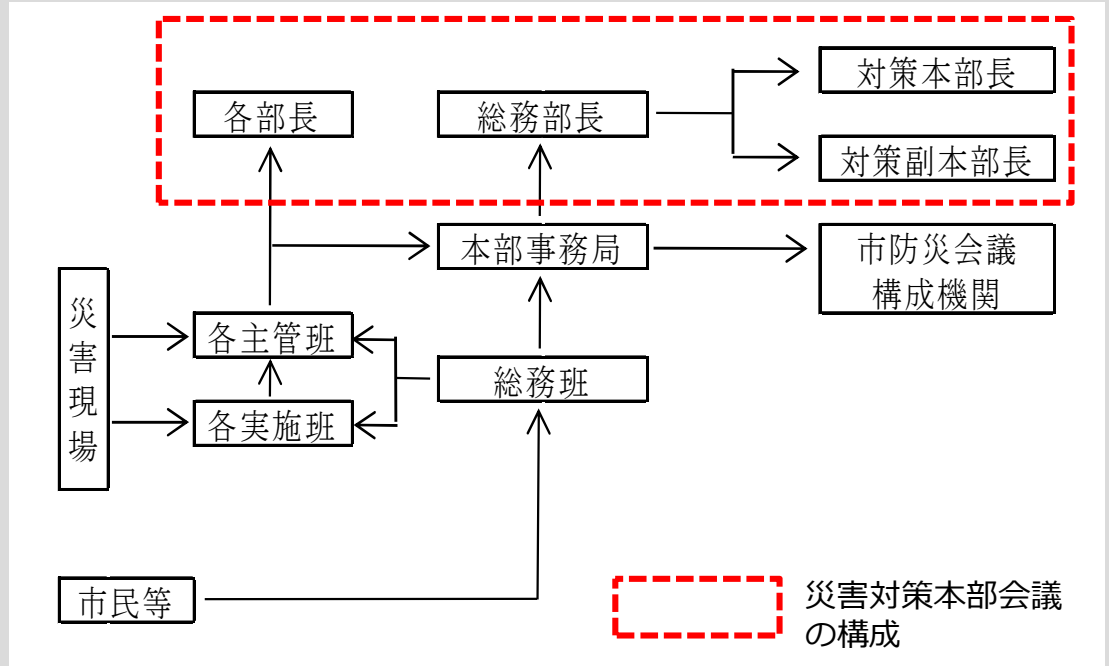
- ・避難生活に必要な物資等は、地域の自主防災組織等の協力を得て速やかに避難所等へ提供



区分	要旨
----	----

公助関係

- 市災害対策本部の組織及び所掌事務の見直し [第1章 組織計画]
 - ・ 防災担当課を総務班から切り離し、災害対策本部の業務機能の停止の防止



- **リエゾンの派遣要請の検討段階を明記** [第1章 組織計画]

リエゾン派遣の要請先	派遣要請を検討する段階
鳥取県中部総合事務所	市対策本部を設置したとき等
倉吉河川国道事務所	水防警報（待機）が発令され、更に河川水位の上昇のおそれがあるとき等
中部消防局	大規模な消火、救助活動等の実施が必要なとき等
倉吉警察署	広域避難等の大規模な避難誘導等の実施が必要なとき等
倉吉市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置が必要なとき等

地域防災計画の修正案（第3編 災害応急対策計画）

区分	要旨		
公助関係	<p>● 避難勧告等の発令基準の見直し【第5章 避難計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「避難勧告等に関するガイドライン」等を参考に、<u>水害及び土砂災害に関する避難勧告等の発令基準を見直し</u> <u>【水害に関する避難情報の発令基準】</u> 		
避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)	
		「大雨特別警報」が発表された場合	
大雨警報（浸水害）の危険度分布において、「警戒（警報級・赤色）」が出現した場合	大雨警報（浸水害）の危険度分布において、「非常に危険（薄い紫色）」が出現した場合	大雨警報（浸水害）の危険度分布において、「極めて危険（濃い紫色）」が出現した場合	
洪水予報「はん濫注意情報」が発表された場合	洪水予報「はん濫警戒情報」が発表された場合	洪水予報「はん濫危険情報」が発表された場合	
洪水警報の危険度分布において、「警戒（警報級・赤色）」が出現し、かつ、水防団待機水位を越えている場合	洪水警報の危険度分布において、「非常に危険（薄い紫色）」が出現し、かつ、氾濫注意水位を越えている場合	洪水警報の危険度分布において、「極めて危険（濃い紫色）」が出現した場合	
	堤防の決壊につながるような漏水等を発見した場合	堤防の決壊につながるような大量の漏水、亀裂等を発見した場合	
道路の冠水、河川の増水、当該地域の降雨状況、降雨予測等により家屋浸水の危険性が高まった場合	床下浸水が発生した場合、又は排水先の河川の水位が高くなり、樋門閉鎖等を行った場合	床上浸水が発生した場合、又は排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプの運転を停止した場合	
台風の接近等により気象警報等が発表され、夜間に水害の危険性が高まること予想される場合等において、避難者の安全を確保するため、予防的措置として自主避難を含めた早期の避難準備を促す必要があると認める場合			

地域防災計画の修正案（第3編 災害応急対策計画）

区分	要旨		
公助関係	<p>● 避難勧告等の発令基準の見直し【第5章 避難計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「避難勧告等に関するガイドライン」等を参考に、<u>水害及び土砂災害に関する避難勧告等の発令基準を見直し</u> 【土砂災害に関する避難情報の発令基準】 		
避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）	
大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、実況値が大雨警報の土壌雨量指数の基準を超過した場合		「大雨特別警報」が発表された場合	
土砂災害危険度情報「新レベル1」が表示された場合	土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害危険度情報「新レベル2（旧レベル1）」が表示された場合	土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害危険度情報「新レベル2（旧レベル2）」が表示された場合	
土砂災害警戒判定メッシュ情報において、「警戒（警報級・赤色）」が出現した場合	土砂災害警戒判定メッシュ情報において、「非常に危険（薄い紫色）」が出現した場合	土砂災害警戒判定メッシュ情報において、「極めて危険（濃い紫色）」が出現した場合	
	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合	土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合	
前兆現象として「湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化した」が発見された場合	前兆現象として「溪流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生」が発見された場合	土砂災害の発生、土砂移動現象、前兆現象として「山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等」が発見された場合	
台風の接近等により気象警報等が発表され、夜間に土砂災害の危険性が高まることが予想される場合等において、避難者の安全を確保するため、予防的措置として自主避難を含めた早期の避難準備を促す必要があると認める場合			